

令和6年度冬季ジュニアスポーツアスリート強化育成事業実施要領

(公財) 北海道スポーツ協会

(平成31年3月14日決定)

(令和元年6月28日一部改正)

(令和5年4月6日一部改正)

1 目的

冬季スポーツ競技の、より一層の強化を図り、各種全国大会をはじめ、国際大会において北海道選手の活躍を期するため、ジュニア選手の育成強化を図る。

2 事業内容

有望なジュニア選手を強化選手に指定し、指定指導者のもと、次の(1)～(3)に掲げる事業を実施する。なお、対象競技団体については、(4)に掲げるものとする。

(1) 道内合宿

道内における強化合宿を実施する。

対象：ジュニア選手（中・高校生）

(2) 道外合宿

実戦的な競技力を養うため、強豪選手・強豪チームの多い地区に強化選手を派遣し、対抗試合を取り入れた合宿を実施する。

対象：ジュニア選手（中・高校生）

(3) 日帰り強化練習

中心となる地域で、宿泊を伴わない日常的な強化練習を実施する。

対象：ジュニア選手（中・高校生）

(4) 対象競技団体

- ①公益財団法人北海道スキー連盟
- ②一般財団法人北海道スケート連盟
- ③一般財団法人北海道アイスホッケー連盟
- ④北海道カーリング協会
- ⑤北海道バイアスロン連盟
- ⑥北海道ボブスレー・スケルトン連盟
- ⑦北海道リュージュ連盟

3 その他

1) 海外合宿について

競技の特性上やむを得ない場合は、海外合宿を対象とする。

2) 事業の取り扱いについて

この事業に係る取扱については別に定める。